

企画競争説明書

業務名称： コートジボワール国ブロックチェーン技術を活用した児童労働の防止に係る情報収集・確認調査

調達管理番号： 20a01220

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。

詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

また、見積もりの際には2021年度報酬単価（月額上限額）を適用してください。（2021年3月3日お知らせ参照）

<https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html>

2021年3月31日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年3月31日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：コートジボワール国ブロックチェーン技術を活用した児童労働の防止に係る情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年6月 ～ 2022年2月

なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課 角河佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

アフリカ部 アフリカ第三課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年 4月 9日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口 【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年 4月15日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年 4月 23日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年1月25日版)」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類:

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他: 戦争特約保険料)
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他(以下に記載の経費)
現地再委託経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - c) 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨(XOF) = 0.195910 円
 - b) US\$ 1 = 105.743000 円
 - c) EUR 1 = 129.400000 円
- 5) その他留意事項
 - e) 特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／児童労働インセンティブ調査①
- b) ブロックチェーンシステム設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.0 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格)／最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点

30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年5月14日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する

法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、

又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが

らこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

（6）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務:

- ・ 開発途上国における児童労働調査
- ・ サプライチェーンマネジメントに係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／児童労働インセンティブ調査①
- ブロックチェーンシステム設計

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／児童労働インセンティブ調査①）】

- a) 類似業務経験の分野：開発途上国における児童労働に係る各種業務、アフリカにおけるコミュニティ開発に係る各種業務（ただし、児童労働に係る各種業務を重視する）
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域。なお、コートジボワールでの業務の経験を有していることが望ましい。
- c) 語学能力：英語（フランス語を習得していることが望ましい）
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 ブロックチェーンシステム設計】

- a) 類似業務経験の分野：ブロックチェーンを用いたシステム開発、アジャイルアプローチを用いたアプリケーション開発
- b) 対象国又は同類似地域：先進国を含む全世界
- c) 語学能力：語学評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

<p>注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p>

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	7	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	3	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	0	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(30)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／児童労働インセンティブ調査①</u>	(30)	(13)
ア) 類似業務の経験	14	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	7	3
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	1	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	3
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(0)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>ブロックチェーンシステム設計</u>	(20)	
ア) 類似業務の経験	16	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	2	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ブロックチェーン技術を活用した児童労働の防止に係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

児童労働は、1973年採択の「就業が認められるための最低年齢に関する条約」（第138号）、1999年採択の「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」（第182号）等の国際条約で禁止されており、SDGsターゲット8.7（以下、SDG8.7）においても2025年までにあらゆる形態の児童労働を撤廃することが謳われている。国際社会の取組により、児童労働者数は減少傾向にあるものの、世界では児童全体の9.6%に当たる1億5,200万人が児童労働に従事しており、SDG8.7の達成が危ぶまれている

（International Labor Organization（以下、ILO）2016年）。児童労働の発生により、子供の教育機会がはく奪されており、教育を受けていないことによる就業機会の縮小、低賃金労働から子供にも児童労働を強いる、世代を超えた貧困の連鎖が生じている。

すべての児童労働の7割は農林水産産業で起きており、特にサブサハラアフリカを中心に、カカオ産業における児童労働が問題となっている（ILO、2016年）。コートジボワールは、世界の4割のカカオ生産を担っており（世界1位）、同国における雇用創出の観点からも同産業の重要性は極めて高い。一方で、コートジボワールにおけるカカオ産業の問題点として、カカオ/チョコレートのグローバルバリューチェーンからもたらされる利益のうち、同国には5～7%しか還元されず、生産者の半数以上が絶対的貧困ライン（1.2米ドル/日）を下回る生活を余儀なくされており、そのためカカオ産業における児童労働が常態化している点が指摘されている（世界銀行、2018）。同国政府は同じくカカオの主要生産国であるガーナ政府と共に、2018年3月「カカオ生産者の収入減少やその他問題への持続的な解決に向けて（アビジャン宣言）」に合意し、カカオの最低買取価格の導入など、カカオ生産者の労働条件改善に向けた取り組みを行っているものの、報道によると児童労働従事者数は増加傾向にあるとされる。

一方、国際社会では、児童労働に対する問題意識の高まりから、児童労働フリーチョコレートへの評価が高まっている。特にコートジボワールの主要なカカオ輸出先である欧州では、児童労働撤廃を含むフェアトレードへの意識が高く、チョコレートの売り上げに影響を及ぼすことから、コートジボワールでカカオを生産している企業は、児童労働フリーカカオに対する関心が高い。

欧州の企業の一部では、こういった市民社会からの要請にこたえるために、サプライチェーンの透明性を高めるためにブロックチェーン等のテクノロジーを活用し、流通におけるトレーサビリティを担保する仕組みの検討が進んでおり、カカオ/チョコレートのグローバルバリューチェーンからもたらされる利益を生産者側へ適切に還元する仕組みの構築が必要とされている。

本調査は、ブロックチェーン等のテクノロジーを活用し、カカオ産業における児童労働有無のトレーサビリティを確保できるか実証実験を通じて確認し、もって児童の教育機会の確保につなげることを狙いとする。

第3条 調査の概要

(1) 調査の目的

上記の背景を踏まえ、本調査ではコートジボワールのカカオ産業を事例にして、児童労働に係る申告を正しく記録する仕組みを試験的に構築するとともに、グローバルバリューチェーンにおける情報のトレーサビリティを担保するために、基礎情報を収集し分析する。具体的には、現地企業の協力を得て、申告データの正確性とトレーサビリティ確保に資するデータの収集方法・内容の検討、及びブロックチェーン技術等を活用したアプリケーションの開発・試験運用を行い、アプリケーションの継続活用に向けたインセンティブ設計等、現地の実情に則し、かつ広域に業界全体が活用できる透明性の高いサプライチェーン構築に資する具体的取組の提案を行うことを目的とする。

(2) 対象地域：

コートジボワール及びカカオ・サプライチェーン上の関連企業

(3) 関係省庁・機関

雇用・社会保障省、児童売買・搾取・労働モニタリング国家委員会、Export Trading Group Limited.(以下、ETG社)等

(4) 調査の範囲

本調査は、「第3条(1) 調査の目的」を達成するため、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第6条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 調査方針

児童労働防止においては、児童労働の有無の確認が重要である。具体的には、児童の親、農園主等からの児童労働の有無にかかる申告を第三者が正しく確認し、児童労働を防止することが求められている。加えて、これらの情報が改ざんされずに消費者まで届くことも併せて必要になる。後者については、ブロックチェーン等を用いることでバリューチェーンの透明化と情報のトレーサビリティを担保させ、児童労働のない農産物や鉱物等を流通させて

いる事例はあるものの、前者については、ブロックチェーン等に流通させる情報そのものの正確性を保証できている事例はほとんどない。

そのため本調査ではコートジボワールのカカオ産業において、児童の親、農園主等が児童労働に係る申告を正しく行い、それを記録する仕組みを構築するとともに、これらの情報がグローバルバリューチェーンにおいて、改ざんされずに流通させるため、情報の透明性とトレーサビリティにかかる基礎情報を収集し分析する。加えて、グローバルバリューチェーンを透明化することで、児童の親、農園に利益が適切に再配分されることで児童労働の防止が促進されるよう、基礎情報を収集し、利益の再配分にかかる仕組みを提案する。

なお、本調査の留意事項は主に3点ある。1点目は、児童の親、農園主、学校等、児童労働者又は当該児童に対して責任を持つものが、児童労働の有無を正確に申請し、その情報を第三者が確認し、証明する仕組みを検討すること、2点目は、児童の親、農園主、学校等が継続的に児童労働にかかる申請を継続的に行い、第三者が情報を継続的に登録するために、どのようなインセンティブ設計を実装するかということ、3点目は、コートジボワールにおけるカカオ・セクターのバリューチェーン構造を特定したうえで、バリューチェーンに関わるステークホルダー間で情報が改ざんされないことがないよう、また、利益の再配分が可能となるよう情報のトレーサビリティを確保可能なシステム設計を行う点である。

(2) 調査対象

本プロジェクトは、関係省等・機関を介して調査を開始した場合、本来の目的である児童労働防止にかかる情報の探索、登録が適切に行われたい恐れがあることから、コートジボワールで児童労働防止のカカオの流通を試みているETG社及び三井物産株式会社から協力を仰ぎ、同社のサプライチェーンに関連する企業及びカカオ農園を主な調査対象とする。現地調査時は、ETG社と関係のあるカカオ農園、その付近の学校やコミュニティにおけるコンタクト先を必要に応じ紹介頂き、調査を行うことを想定している。そのため、協力を得る場合には概念実証（Proof of Concept、以下「PoC」。）を実施にあたりETG社との協働が求められる。また、ETG社のネットワークの他に適切と考えられる調査対象候補がある場合には、理由とともに提案することが望ましい。

(3) 現地調査方法・現地再委託の提案

新型コロナウイルスの影響で、本調査期間中に対象国に入国できなくなる可能性を鑑み、調査方法を工夫し、最適な調査計画を提案すること。特にパイロット活動については現地で進めるため、現地リソースの有効活用を積極的に検討し、現地再委託や海外オフィスとの連携にて実施する場合は具体的に記載すること。また、現地再委託や海外オフィス連携に限らず、移動制限下における本調査実施上の工夫や提案者のネットワークを活用した調査方法があれば、これらについても具体的に記載すること。

(4) PoC の実施に係る機材やシステムについて

本調査にて実施する PoC 用のシステム及び必要な機材の調達・供与については、実際にカカオ農家にとって持続的に利用可能なサービスかを検討するためのもの¹と限定する。現地調査①後に、システム開発に必要な概算見積もり、開発に向けた作業分解構成図 (Work Breakdown Structure (以下「WBS」))、そして、検証に必要な調達機材を提案すること。

また、ETG 社が現在使用している農園管理システム等があれば、当該インターフェースの活用を含め、ETG 社に限らず、他の同様のシステムとの互換性を極力担保するよう留意²すること。

(5) JICA が実施中の関連調査・案件との連携

JICA はガーナのカカオ産業を中心に、児童労働に限らずより広い視点で課題を捉え、社会的・経済的・環境的に持続可能なカカオ産業 (サステナブル・カカオ) というテーマの下で、多くの関係者が集まり情報・経験を共有するとともに、協働するための「場」として、「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を実施中である³。同プラットフォームでは、多くの日本の企業が参加しており、本調査の成果に際しては、将来的に同プラットフォームと連携することを想定の上検討すること。また、本調査の成果については、一般化できるものを目指し、現地においても関連するステークホルダー、他の関連企業、関係省庁・機関等に対し、デモ、セミナーを行い、成果を共有する機会を設ける等、成果の普及と汎用性を確保するよう努めること。

(6) 調査の柔軟性の確保

本調査は、PoC による検証を業務の中心に据えていることから、ETG 社と適宜調整しつつ、調査を取り巻く環境 (新型コロナウイルスの流行状況、各種ステークホルダーの協力体制等) の変化に応じ、活動を柔軟に変更していくことが必要となる。コンサルタントは、調査の全体の進捗及び成果発現状況を随時把握し、必要に応じて調査の方向性について適宜 JICA に提言を行うことが望まれる。JICA はこれらの提言について、遅滞なく検討し、契約の変更等、必要な処置を取ることとする。

(7) 要員計画の留意点

ブロックチェーン等の技術を用いた、児童労働の申告にかかる情報のアプリケーションの開発においては、コンサルタントの過去の経験を踏まえ、実証用アプリケーションの開発工数を提案すること。なお、現地調査①で生まれた新規要件の取り込みの可能性を考慮した要員・作業計画が求められる。

¹ 図 1 に例示されている各関係者間で情報の共有および伝達を行うためのアプリケーションや、データ入力・確認用のデバイス、通信用の SIM 等を想定。

² 後述する簡易デモシステム開発において、ETG 社のシステムとの互換性のあるアプリケーション開発は必ずしも求められていないが、将来的なシステム実装に向けて互換性を持たせるための要件の具体化は最低限行うこととする。

³ [開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム | 事業・プロジェクト - JICA](#)

(8) データの機密性について

本調査にて扱う内容には、カカオ農家の個人情報など、機密性の高い情報が含まれるため、ETG 社及び JICA と秘密保持契約を別途結ぶこと。

第5条 調査の内容

本契約による調査業務内容は以下を想定している。「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の(1)から(7)で構成される調査を実施すること。

(1) 机上調査(国内作業①)【2021年6月～6月末】

1) サプライチェーン管理におけるブロックチェーン利活用事例の収集・分析

- ・ カカオ／チョコレート産業及び共通性の高いと思われる産業(加工食品産業、鉱物産業等。特に、児童労働が指摘されている、以下の製品を中心とした調査が望ましい：カカオ、コーヒー、砂糖、パーム、魚介類、たばこ、コットン、金、コバルト。)を中心に、ブロックチェーン技術を活用し、サプライチェーンの透明性向上を行うことで社会課題(児童労働、適切なプレミアム⁴配分等)の解決を試みている事例の情報収集・分析を行う。最低限、代表的な複数事例について以下の点などを明らかにすること。

—事例概要

- 解決しようとしている社会課題
- ソリューション全体像
- 各ステークホルダーにおける利用のインセンティブ
- ブロックチェーン活用のメリットや課題等
- ブロックチェーン上のステークホルダーの数
- 入力データが不適切であることにより、誤ったデータが、正しいデータとして認知されるリスクへの対処法
- 当該サプライチェーン運用におけるブロックチェーン活用上の課題

2) 児童労働フリーカカオ／チョコレート市場調査

- ・ コートジボワールのカカオ産業における児童労働撤廃に向けた取り組み事例を収集する。
- ・ コートジボワールの主なカカオ輸出先であるヨーロッパ及び米国における、現在の児童労働フリーであることによるチョコレートへの付加価値の発生メカニズム、及び今後の児童労働フリーカカオ／チョコレートの市場展望、及びサプライチェーン上における主要な企業・業界団体等のプレイヤーに関する調査・分析を行う。
- ・ 日本における児童労働フリーカカオ／チョコレートの流通について、欧米諸国との比較の上、調査・分析を行う。調査結果を踏まえ、流通拡大に係

⁴ 本調査におけるプレミアムとは、一般的なフェアトレード・プレミアム(生産者への利益還元)に限らず、生産者を含むサプライチェーン上の各ステークホルダーへの利益還元を示すものとする。

る課題について分析する。なお、本調査に関してコートジボワール産カカオに限定する必要はない。

3) 児童労働フリーカカオ／チョコレート流通に向けたブロックチェーン利活用ユースケース策定

- ・ 上記サプライチェーンにおけるブロックチェーンの活用事例収集・分析と児童労働フリーカカオ／チョコレート市場の現状及び展望を踏まえて、サプライチェーンの透明化を通じ、児童労働フリー未証明のチョコレートに比して児童労働フリーチョコレートから生じるプレミアムを各ステークホルダーに還元させる仕組みを提案する。なお、必要に応じてカカオ・セクターの主要ステークホルダー（国内外の商社・メーカー等）への聞き取りも行うこと。ツールとしてはブロックチェーンの活用を想定しているが、その他より適切と思われる方法が想定される場合は、コンサルタントによる提案を歓迎する。その際には、ETG社の児童労働含む人権配慮の取り組みについて確認すること。
- ・ 児童労働が発生していない証明を行うためのデータの組み合わせ（学習児童出席情報と親による申告の情報の突合等）と関係ステークホルダーによる継続的なデータ入力を担保するためのインセンティブに関する複数⁵のユースケースを整理する。ユースケース案を踏まえて、必要なデータ、現地の関係機関等（ETG社及びその傘下の農園に勤めるカカオ生産者を想定）に事前に依頼する事項を整理、要すれば現地の関係機関との協議を行う。なお、現時点においてJICAが想定しているユースケース案は以下の通りであるが、コンサルタントからの提案はこれに縛られるものではない。
- ・ また、情報共有の範囲・対象について、各ステークホルダー間で合意が取得可能な範囲でのブロックチェーン上の情報共有ルールを検討する。

⁵ 図1に示す3件のユースケース例は以下のような場合を想定

①農園の近くの学校の生徒の出席簿を電子情報として登録、出席情報に基づき給食のバウチャーをブロックチェーンを用いて配布することで、両親に児童労働ではなく児童を学校に出席させるインセンティブ（子供の健康および食費軽減）を付与。

②カカオ業者が生徒の出席簿と調査記録を突合のうえ、調査結果に対する報酬・罰則を農家に行う。

③農家と児童労働記録をブロックチェーンを用いたスマートコントラクトで児童情報とともに契約、収量の記録と労働力をAIで解析しその正確性を担保。農家に不利益にならないよう農場主の契約状況をBCで監視。

以下の場合分けに基づき、主に以下のポイントを調査・仮説構築し、効果の高そうなユースケースで実験・仮説検証する

- ① 申告者及び証明者の現状と児童労働を促す背景、
- ② どの組み合わせ(申告者×証明者)が児童労働を防ぐうえで最も効果的か、
- ③ 誰にどのように、どのようなインセンティブ(プレミアム)を渡すのが適当か、
- ④ BCを含めた手段/方法論

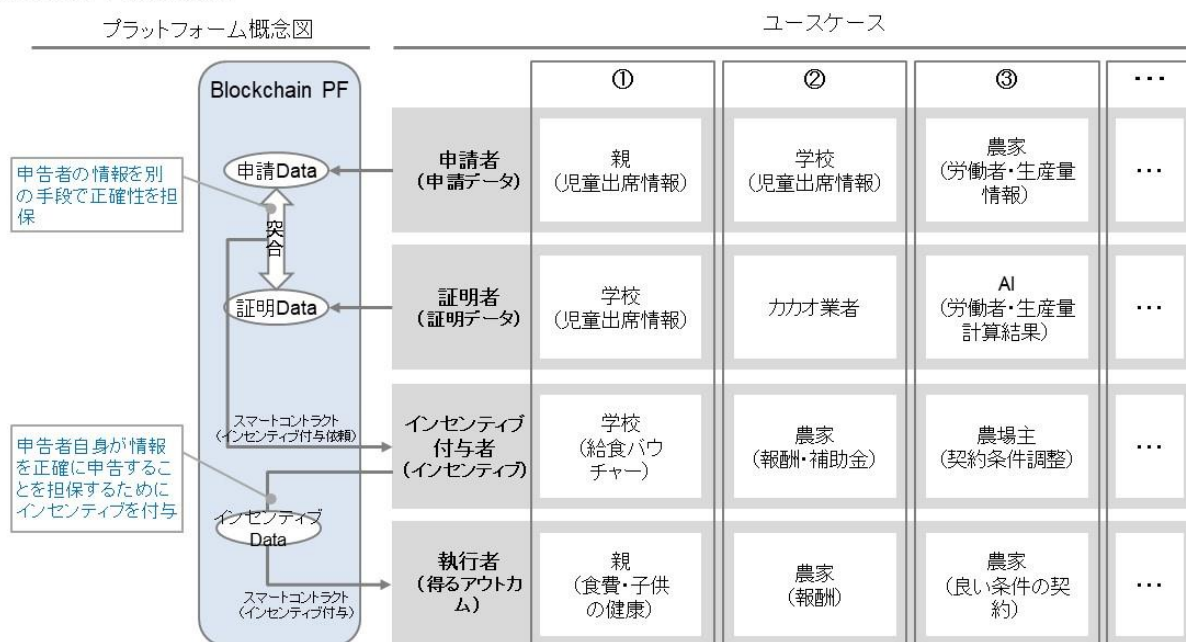


図1：ユースケース案

4) 現地調査方針の策定

- ・ 上記調査結果を踏まえ、現地調査①に係るインセプション・レポートをJICAからのフィードバックを受けて策定する。
- (2) 現地調査(現地調査①)：国内作業①における検討をもとに、現地における情報収集及び採用ユースケースの確定【2021年7月】
- ・ 国内作業①において想定したユースケースに関し、関係者のカカオ／チョコレート生産・流通におけるインセンティブを明らかにする。また、アプリケーション開発にあたり収集すべき情報の特定、及び情報収集を行う。
 - ・ 上記調査を踏まえ、JICA及びETG社と議論の上、ユースケース案を評価し、プロトタイプを作成する。その際には、ユースケースを1件に絞り込むこと。また、ユースケース関係者からの情報収集可否や、データの記録媒体、及びETG社の使用する既存の農園管理アプリケーションとの親和性についても考慮すること。
- (3) PoC用プロトタイプ(児童労働有無情報の突合のための簡易アプリケーション)構築(国内作業②)【2021年8月～9月】
- ・ 現地調査①において定義したユースケースをもとに、児童労働有無の証明に係る突合機能を機能の中心に据えた簡易アプリケーションを開発する。突合機能に加え、サプライチェーン上の各ステークホルダーのインセンティブを踏まえて、サプライチェーンの一部をブロックチェーン上で記録し、適切にプレミアムが支払われるまでのプロセスにおけるアプリケーション

- ・ ヨンを設計・開発すること。
 - ・ 簡易アプリケーション構築にあたり、ユーザーのデジタルツールに関するリテラシーやデジタルツール所有状況を考慮し、デジタル技術以外のデータ入手方法に関しても考慮の上、比較検討を行う。検証にあたって機材⁶の調達が必要な場合はその調達も行うこと。
 - ・ なお、作成した簡易アプリケーションは、現地調査②においてユーザーにアプリケーションを配布し、試験運用・改善のサイクルを回していくため、ワイヤーフレームではなく、実際に利用可能なものを構築すること。また、現地ユーザー(農園労働者等)が使いやすいユーザーインターフェースを検討すること。
 - ・ 上記アプリケーション構築結果を踏まえ、現地調査②に向けた対処方針を作成し、JICAに対して説明・協議を行い、現地調査②の方針を確定すること。
- (4) 現地における実証実験⁷ (現地調査②) 【2021年10月～11月】
- ・ (3)において開発したアプリケーションを現地において試験運用し、実際にカカオに児童労働がない証明を実現できるか、検証すること。
 - ・ 検証の中で新たに増えてきた要件の中については、適宜アプリケーションに取り込めるよう、アジャイルアプローチが取れる体制で実証実験を行うこと。
 - ・ 本アプリケーションの活用、普及に向けた協議を現地の企業、協力団体、NGO等と行い、要すれば協議結果をアプリケーションの仕様に反映させること。
- (5) 中間レポートの作成／国内調査及び関係者ヒヤリング (国内作業③) 【2021年11月～12月】
- ・ (1)～(4)における調査結果をもとに、中間レポートを作成し、JICAに対して説明・協議を行う。
 - ・ また、当該アプリケーションの利用・導入可能性や有効なユースケースに基づき、システム実装の可能性について情報収集・整理を行う。
 - ・ 現地調査③における対処方針案を作成の上、JICAに対して説明・協議を行い、対処方針を最終化させる。
- (6) 現地における情報収集 (現地調査③) 【2022年1月】
- ・ (5)において整理した内容を参考に、国内外カカオ流通関係者及び現地カカオ関係者に対して、サプライチェーンの透明性を担保するためのシステム構築および社会制度設計面の有効性について意見交換を行うこと。意見交換後、今後の当該アプリケーション活用に向けた提言を取りまとめる。
- (7) 最終レポートの作成 (国内作業④) 【2022年1月～2月】
- ・ (1)～(6)の調査成果を踏まえ、ファイナル・レポート案を作成する

⁶ 図1に例示されている各関係者間がデータ入力・確認用するためのデバイス、通信用のSIM等を想定。

⁷ 検証は、各25名-30名、10か所程度で実施することを想定している。しかし、より有効な検証方法が別にある場合、その方法を提案すること。

こと。レポート案をもってJICAと協議を行い、フィードバックを反映させ、ファイナル・レポートを最終化する。

第6条 成果品等

当調査の各段階における調査業務にて作成・提出する報告書等は以下の通り。
なお、本契約における最終成果品は、ファイナル・レポートとし、最終成果品の提出期限は、2022年2月とする。

(1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約締結日から起算して10営業日以内

部数：和文3部

(2) インセプション・レポート

提出時期：第1次現地調査前（2021年6月下旬）

部数：和文及び英文、電子ファイルのみ

(3) 現地調査結果概要

提出時期：第1次現地調査後（2021年8月上旬）、第2次現地調査後（2021年12月上旬）、第3次現地調査結果後（2022年1月中旬）

ただし、第3次現地調査の結果は、ドラフト・ファイナル・レポートで代替可能。

部数：電子ファイルのみ（和文及び英文）

(4) プログラム仕様及びソースコード

記載事項：PoC用アプリケーションのプログラム一式

提出時期：第2次国内作業後（2021年9月頃）、第2次現地調査後（2021年11月頃）

部数：CD-R2部

※特定のプラットフォーム上で構築した場合、そのプラットフォーム上で再現可能なようにプログラムを納品すること

(5) 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：報告会のタイミングや、報告が必要と思われるタイミングで提出

部数：電子ファイルまたはファイナル・レポート等に添付する。

(6) 中間レポート

提出時期：2021年12月下旬

部数：電子ファイルのみ（和文、英文及び仏文）

(7) ファイナル・レポート

提出時期：2022年2月28日まで

部数：和文4部、英文4部、仏文2部、CD-R3部

注1) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（最新版）」を参照する。

注2) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注3) 調査時に収集した資料及びデータは内容別に整理してリストを付した上でファイナル・レポート提出時に提出すること。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

業務実施期間は、2021年6月～2022年2月を想定している。なお、この期間内で、競争参加者が最適と考える業務の行程について、プロポーザルにて提案すること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 36.5 人月 (M/M) (現地：11.0M/M、国内25.5M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/児童労働インセンティブ調査①(2号)
- ② 児童労働インセンティブ調査②
- ③ ブロックチェーンシステム設計(3号)
- ④ カカオサプライチェーン調査①
- ⑤ カカオマーケット調査①
- ⑥ アプリケーション開発①
- ⑦ カカオサプライチェーン調査②/カカオマーケット調査②
- ⑧ アプリケーション開発②

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。現地再委託契約にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

- カカオサプライチェーン調査
- カカオマーケット調査